

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

（9月実施分）」実施概要

都では、令和2年9月1日から9月15日までの間、特別区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店に対する営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただき、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小の事業者に対し、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給します。

■受付開始時期等

○受付要項公表

令和2年10月1日（木） 14時（予定）

○申請受付期間

令和2年10月1日（木）～10月30日（金）

※8月3日から31日までの営業時間短縮に係る協力金（8月実施分）の受付期限は9月30日（水）です。8月実施分とは別途申請を受け付けます。

■対象要件

○営業時間短縮の要請を受けた特別区内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業・個人事業主等が対象となります。

- ▶ 要請の対象となる店舗について、その運営を行う事業者を対象としています。
- ▶ 要請の開始日（令和2年9月1日）より前に開業して

おり、営業の実態がある事業者が対象となります。

- ▶ 特別区内の店舗について、営業時間短縮を行った場合に対象となります。この場合、特別区外に本社がある事業者も対象になります。

○令和2年9月1日からの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等が対象となります。

- ▶ 全面的な協力とは、9月1日から15日までの間、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただくことが必要です。
- ▶ ガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを利用者が見やすい場所に掲示していただくことが必要です。
- ▶ 飲食店については、営業の形態や名称の如何を問わず、従前、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。
- ▶ カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、従前、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合（終日休業含む）に対象となります。

※ 営業時間短縮の要請及び感染防止徹底宣言ステッカーについては、以下を参照下さい

【営業時間短縮の要請】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1011553.html>

【感染防止徹底宣言ステッカー】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

■ 支給額

一事業者当たり、一律15万円（2つ以上の店舗で営業時間短縮に取り組む事業者も同額）

■ 申請方法

- ① 専用ホームページからWEBを通じて申請できます。
- ② 郵送又は都税事務所への持参も可能です。

■ 申請書類（予定）

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（8月実施分）や、感染拡大防止協力金（第1回・第2回）において支給決定された店舗について、今回も申請がある場合は、一部の審査は既に完了しているため、提出書類を簡素化する予定です。

今回初めて申請する場合は、以下の書類を想定しています。

【今回初めて申請する方】

- ① 協力金申請書（法人にあっては「法人番号」を記入）
- ② 営業実態が確認できる書類
・受付印のある直近の確定申告書（控え）、店舗写真など
- ③ 飲食店営業許可書（写し）など
- ④ 酒類の提供を行っていたことが分かる書類（飲食店のみ）
（例）メニュー、酒類の仕入伝票（写し）
- ⑤ 営業時間短縮（または飲食店における酒類の終日提供中止）の状況が確認できる書類
（例）営業時間短縮（または酒類の終日提供中止）の期間を告知するホームページ・店頭ポスター・チラシ・DMの写し
- ⑥ 感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 本人確認書類（写し）
（例）〔法人〕 法人代表者の運転免許証、保険証等の書類
〔個人〕 運転免許証、保険証等の書類
- ⑨ 口座振替依頼書

■その他

○専門家の事前確認

専門家による事前確認は予定しておりません。

○ご協力いただいた事業者の紹介

申請いただいた事業者として、店舗名（屋号）を都のホームページ等でご紹介させていただきます。

○問合せ先

問合せは、以下の窓口にて対応しますが、具体的な申請手続きなどについては、10月1日の要項発表をお待ちください。

「東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号 03-5388-0567

協力金の対象となる特別区内の 「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

注意

協力金の支給を受けるには、「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示など、他の要件を満たしていることも必要です。

【特別区内の酒類の提供を行う飲食店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していた酒類を提供する飲食店ですか？

いいえ

はい

9月1日から9月15日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

9月1日から9月15日までの間
終日酒類の提供をやめましたか？

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から酒類提供20時・営業21時まで
例2 時短後、酒類提供22時・営業23時まで

協力金の対象

例3 時短後、酒類提供20時・営業22時まで
例4 酒類提供を終日やめ、営業23時まで

【特別区内のカラオケ店】

従前は22時から翌朝5時までの間に営業していたカラオケ店ですか？

いいえ

はい

9月1日から9月15日までの間
22時までにお店を閉めましたか？（終日休業を含みます）

いいえ

はい

協力金の対象外

例1 従来から営業21時まで
例2 時短後、営業24時まで

協力金の対象

例3 時短後、営業22時まで

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（9月実施分） よくあるお問い合わせ

- 特別区内の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合（終日休業含む）に対象となります。

- 誰が協力金を受け取ることが出来ますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることが出来ます。

- 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和2年9月1日から9月15日まで）において、営業時間短縮（終日休業も含む）に、ご協力いただく必要があります。

- 申請書はどこでもらえますか？

10月1日（木）からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

- 8月3日から31日までの営業時間短縮をしていなかった場合も、9月分だけ申請することは出来ますか？

8月分の感染拡大防止協力金や、緊急事態措置期間中の第1回、第2回の協力金の申請状況に関わらず、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（9月分）」を申請することができます。

- 今度の申請には、これまでの協力金でも提出した書類と同じ書類を提出する必要がありますか？

これまでの協力金で支給決定された店舗について、今回も申請をする場合は、提出書類を簡素化する予定です。

- 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

「協力金の対象となる飲食店の営業時間の短縮について」に記載しているフローチャートをご覧ください。

- 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していただくことが必要です。

- 感染防止徹底宣言ステッカーはどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」(URL : <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>) をご覧ください。

- パソコンがなく感染防止徹底宣言ステッカーを掲示できないが、どうすればよいですか？

協力金の支給要件となるため、速やかに感染防止徹底宣言ステッカーを申請の上、掲示いただく必要があります。ステッカー申請は原則 WEB となりますので、恐れ入りますがインターネットが利用できる環境において申請してください。それが難しい場合は、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

- 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示が9月16日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。